

# 令和8年度石川県ヤングケアラー普及啓発に係る広報等関連業務委託仕様書

## 1 業務名

---

令和8年度石川県ヤングケアラー普及啓発に係る広報等関連業務

## 2 履行期間

---

契約締結日から令和9年3月31日まで

## 3 業務の目的

---

ヤングケアラー及び若者ケアラー(以下「ケアラー」という。)の支援者たり得る関係機関職員(小学校・中学校・高等学校等の教職員、高齢者福祉分野における居宅介護事業所職員等。以下「関係機関職員」という。)が、ケア対象者の“向こう側”にいるケアラーに気付くためのポイントを周知啓発することで、ケアラーを適切な支援に繋げることを目的とする。

## 4 本業務を実施する上で重要視する視点

---

実施にあたっては、次の共通留意事項に配慮すること。

- (1) 支援者におけるケアラーへの理解を促進する工夫があること。
- (2) 制作物は、ヤングケアラー当事者団体又は支援団体等の監修を受けること。
- (3) 監修者の選定については、事前に石川県少子化対策監室(以下「当室」という。)と協議すること。

## 5 業務内容

---

- (1) 広報媒体の企画・制作及び特設Webサイトでの公開

〈留意事項〉

- ・ケアラーの支援者たり得る関係機関職員が、ケア対象者の“向こう側”にいるケアラーに気付くためのポイントを周知する動画を2本以上作成し、特設Webサイト「ヤングケアラーを知っていますか？」で公開すること。なお、動画内に登場するケアラーと関係機関職員は、動画ごとに異なったものにする。
- ・(動画内容例:「あの子、学校を欠席したり遅刻したりしがちな」「授業が終わったら、すぐに帰宅するな」「平日の昼間に利用者の自宅を訪問すると、よく高校生の孫しかいないな」など)

**なお、企画提案書には、各動画(案)の「タイトル」「概要」を明記すること。**

- ・ケアラーに関する知識がない関係機関職員にも分かり易いよう、アニメーションやマンガなど、関心を引きやすいものにする等工夫を凝らし、魅力を感じる動画の作成に努めること。
- ・1本あたりの動画の尺は、1分間を目安とし、視聴者が全編を視聴し易いものにする。

- (2) 特設Webサイトの軽微な修正

〈留意事項〉

- ・別紙「令和8年度石川県ヤングケアラー普及啓発に係る特設Webサイト修正仕様書」のとおり。
- ・令和9年3月に生じるテキストの修正など軽微な修正1回に対応すること。

## 6 報告書の作成

---

委託業務報告書を、当室と協議の上、作成すること。

## 7 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。)その他一切の知的財産権は、当室が保有するものとする。但し、成果物の作成時において受託者又は第三者が著作権等を有する著作物等(以下、「既存著作物」という。)が含まれている場合、当該既存著作物の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
- (2) 当室に譲渡した著作物について、著作物人格権を行使しないものとし、受託者は、著作物の制作に関与した者に対しても同様の義務を負わせるものとする。
- (3) 納入される成果物に既存著作物が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

## 8 情報セキュリティの確保

受託者は、別記「石川県情報調達共通特記仕様書」及び下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 受託者は、当室から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。また、委託業務において受託者が作成する情報については、当室からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (2) 受託者は、当室から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。また、委託業務において受託者が作成した情報についても、当室からの指示に応じて適切に廃棄すること。

## 9 委託費用の支払い

本事業完了確認後に支払うものとする。ただし、契約前の当室との協議により、契約金の一部を前金払いで支払うことができるものとする。

## 10 その他共通留意事項

- (1) 当室は、業務実施過程において本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合、必要に応じて双方合意の上変更することができるものとする。
- (2) 受託者は、業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに当室に報告・協議を行うこと。
- (3) 業務実施に当たっては、業務に精通し、全体の掌握・監督を行う責任者を配置するとともに、当室と逐次協議を行い、委託業務を進めること。
- (4) 委託業務の全部を一括して再委託することはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務について、当室と協議の上、業務の一部を再委託することができる。また、委託業務の一部を再委託しようとする場合は、再委託先を県内に本店、支店、または営業所がある者とするに努めること。
- (5) 受託者が本仕様書に違反して回復の見込みがないとき、又は業務を完了する見込みがないときは、当室は契約を解除して損害の賠償を請求することができる。
- (6) 本業務の校正は、回数の制限を設けずに実施し、当室と協議により業務を進めること。
- (7) 計画に変更が生じた場合または本仕様書に明記のない事項について双方協議の上、決定することとする。